

議 事 録

件 名	大網白里市総合教育会議
日 時	令和4年2月10日(水) 10:00～11:30
会 場	本庁舎別棟2階会議室1
出席者	<p>【構成員】</p> <p>市 長 金坂 昌典 教育委員会 教 育 長 深田 義之 教育長職務代理者 今井 克典 委 員 齋藤 壽彌 委 員 炭田 弥奈子 委 員 松本 美幸</p> <p>【事務局関係】</p> <p>管理課長 石原 治幸 管理課学校教育室長 鵜澤 保之 管理課主幹 佐藤 正訓 管理課副課長 北田 和之 管理課副主幹 小菅 諭 ※説明 管理課副主幹 朝倉 秀明 ※オンライン 管理課総務班長 須永 陽子 生涯学習課長 石井 一正 生涯学習課副課長 深山 元博 生涯学習課主査 北田 祥一 ※説明</p>
傍聴人	なし
議 題	<p>(1) 1人1台端末の活用状況について</p> <p>(2) コミュニティ・スクールについて</p>
<p>1. 開会</p> <p>2. 市長あいさつ</p> <p>本日は、ご多忙のところ、またお足元の悪い中、総合教育会議にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>また、教育委員の皆様には、日頃より本市教育行政の推進にご尽力を賜っておりますことに、改めて感謝申し上げます。</p> <p>さて、国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから、はや2年が経過いたしますが、現状を見ますと、いまだ収束にはほど遠い状況でございます。本市においても連日数十名の感染者が出ております。また近隣の山武市では教育委</p>	

員会の職員が、次々に感染し業務の遂行にも影響が出ていると伺っております。

こうした現状を乗り越えていくためには、日々の感染防止対策の徹底及びワクチンの3回目接種を迅速に進めることが大切ではないかと思っております。本市では、国の方針に基づき18歳以上の全ての方を対象に接種間隔を6ヶ月に前倒しします。2回目接種日から5ヶ月を経過した方に順次接種券付予診票を発送しています。そこで問題になっているのがファイザー製のワクチンの不足です。モデルナ製は充分にあるのですが、1・2回目でファイザー製を接種された方は、3回目もファイザー製を希望されている方が多いと伺っております。先日、私も大網病院においてモデルナ製のワクチン接種を行いました。その際、大網病院院長と対談を実施し、市としてモデルナ製ワクチン接種の広報をしていきたいと考えております。皆様にも、モデルナ製のワクチン接種も効果があることを積極的にPRしていただきたいと思っております。

さて、私たちの暮らしや社会情勢に大きな影響を与えているこの新型コロナウイルスの被害に加え、近年、全国的な人口減少や超高齢社会の到来により、各市町村の財政状況はますます厳しい局面を迎えており、より効率的かつ効果的な行財政運営が求められております。

このような中、市では昨年度、GIGAスクール構想の実現に向けて、全小中学校への高速ネットワーク環境の構築と、児童・生徒への1人1台端末の導入を実施いたしました。これを受け、各小中学校では、教科ごとに機器の機能を生かした実践など、積極的に活用していると伺っております。コロナ禍において各種社会活動が制限を受ける中、子どもたち一人ひとりの教育の充実を図るためにも有効な手段である、この「1人1台端末の活用状況について」を本日の1つ目の議題にさせていただきますと存じます。

また、2つ目の議題である、「コミュニティ・スクールについて」でございますが、学校と保護者や地域の皆さんが力を合わせて学校の運営に取り組む新たな仕組みとして、令和4年度から白里小学校に導入する準備を進めていると伺っております。地域とともにある学校づくりを推進していくことは、「住みたい、住み続けたいまち」を実現するうえで大変重要なものであると認識しております。

以上2点につきまして、皆様から様々なご意見をいただくとともに、情報を共有しながら、本市の教育活動の発展を目指してまいりたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議題

(1) 1人1台端末の活用状況について

(金坂市長)

1人1台端末の活用状況については、学校に訪問し、実際に端末を使用した授業の様子を拝見したいところでしたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しておりますので、本日はこの場で学校での活用状況について、事務局から説明願います。

(事務局)

本日は、お手元に1台ずつ配付してありますChromebookを使い、みなさまに児童生徒が各家庭にChromebookを持ち帰り授業を受ける状況を疑似体験して頂けるよう、リモートにより朝倉指導主事が説明し、操作について私、小菅がサポートをさせて頂きます。

(事務局)

1人1台端末の活用状況について、大網白里市GIGAスクール構想の概要～市内小・中学校児童生徒に配付したChromebookについて～の資料に沿ってご説明いたします。

「令和の日本型学校教育」として①全ての子供たちの可能性を引き出す。②個別最適な学び。③協働的な学びの実現。が不可欠となります。

「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用が重要なカギを握ると言われています。本市で導入されたGoogle for Educationでは、画面に示されているような機能を使用することができます。

Chromebookでは、クラウド上にデータを保存し、アプリケーションは自動でアップデートされます。カメラ機能、ビデオ通話機能、キーボード、タッチパネルなど、様々な機能が備わっています。また、セキュリティ機能も万全です。

配付した資料の中にChromebookを使う上でのルールや様々な機能についてがあります。これは全保護者の方に配付した資料と同じものになります。QRコードでは、詳しいChromebook機能について動画で見ることができます。

市内の全小中学校では、Google for Education クラスルームの機能を使用し授業を行っています。こちらはGoogle Meetでの授業やオンライン授業で使用しています。

増穂小学校は、11月から12月に、中之条町の六合小学校とオンライン交流授業を3回実施しました。

また来年度からは、小学校5年生から中学校3年生までの全児童生徒を対象に、英語と技能教科においてデジタル教科書の実証事業に参加します。

(ここからは実際にクラスルームの機能を使用し、実践形式の模擬授業等を行い、児童生徒と同じような体験をしました。)

(金坂市長)

ただいま、事務局から説明がございましたが、委員の皆様から質問や意見など、ご発言をいただきたいと思えます。

(松本委員)

実際にChromebookを使用してみましたが、大変ドキドキしました。今は教えていただける方が側に居るので使うことができましたが、自宅で低学年の児童が1人で使えるのか疑問に思います。人に頼ることなく使用できるようになるために、繰り返し

返し使っていくことが必要ですが、我々大人より児童生徒の方がすぐに慣れてしまうとは思いますが。

(炭田委員)

自宅で利用している PC とタイプが似ているので、あまり抵抗なく操作することができました。

小学校 4 年生、6 年生、高校生 1 年生の私の子ども達に、まだ字の読めない小学校 1 年生が使えるのか聞いてみたのですが、1 年生でもボタンの位置やアイコンの形や色で見分けて機能を覚えていくので問題なく使用できるから大丈夫と言っておりました。また、子どもはいろいろなことを知りたいと思う気持ちが強いので、操作の吸収が早いと思います。

(今井教育長職務代理者)

実際に、小学生は使いこなせているのでしょうか。特に低学年である 1・2 年生はどうですか。

(事務局)

朝倉指導主事から、学校の授業を見学した際、想像以上に使いこなせていると聞いています。言葉では理解できなくても、色や形で覚えているようです。また、喋ったことが、そのまま文字として入力されますので、対応できていると聞いております。

(今井教育長職務代理者)

一昨年の総合教育会議では、実際に大網東小学校でプログラミングの授業を見学しましたが、その時もすでに上手に使いこなしていました。私も、一緒に操作しましたが子どもたちの作業を見ながらでないと操作できませんでした。子どもたちの方が慣れることが早いと感じました。

(金坂市長)

今の子どもたちは、生れたときからこのように PC 等が普及している環境なので、自然にできるようになると思います。

(齋藤委員)

市長のおっしゃるとおり自分たちとは時代が違っていると感じます。子どもたちはすでにゲームでも機器を使用したりスマホを使ったりしている。

これだけ専門的な知識を学べるとなると、先生方の育成が心配されますがいかがでしょうか。

(事務局)

完全に育成ができているとは言い切れない部分もありますが、研修を実施したり文部科学省や千葉県教育庁からの資料を送付したりしています。また朝倉指導主事が指導を行うこともありますが、1 月から GIGA スクールサポーターを活用しています。現在は育成中ではありますが、少しずつ進歩しています。

(齋藤委員)

先生方の負担が大きくなるのではないかと心配されます。

また子どもたちの家庭環境の違いが大きく影響するのではないのでしょうか。例え

ば、一つの部屋で、子どもが Chromebook で勉強しているにもかかわらず、テレビを見ていたり、お酒を飲んでいたりする家族がいる場合と、そうでない場合と質の違いが懸念されるのではないかと思います。

(今井教育長職務代理者)

教育環境は、皆が平等でなければならず、一部でも取りこぼしがあってはいけないと思います。

(齋藤委員)

大変便利で合理的ですが、人とのふれあいがないと、空気感が読めなくなってしまうと思います。コミュニケーションも必要なので、上手く両方を共有していく必要があると思います。

(金坂市長)

学校では、機器の充電や保管等はどのようにしているのでしょうか。また家庭へ持ち帰る際の配慮はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

通常は、充電保管庫に入れて下校します。自宅に持ち帰る際は、ある程度衝撃を和らげるようなケースに入れています。

(深田教育長)

機器に慣れることはとても大事です。触る時間が多くなれば、子どもたちの習熟度も高くなるのではないかと考えています。

先生方も育成が必要で、得手不得手もありますので研修を重ねていく必要があります。

あくまでも、この Chromebook は、学ぶための手段であり使い方を考えて行く必要があります。

(金坂市長)

Chromebook を自宅に持ち帰ると、先生は学校の教室におり児童生徒は自宅に居る状態で授業ができるのですか。

(事務局)

黒板を前面に映して授業をすることが可能で、現在も、コロナの濃厚接触等により登校できない児童生徒に Chromebook を家に持ち帰らせ、授業を一緒に受けさせている学校もあります。

(深田教育長)

朝倉指導主事が、白里小学校から授業を行い、教育委員会の事務局内でその授業を見るなどの試行をしています。

(金坂市長)

実際に授業を見ていかがでしたでしょうか。

(深田教育長)

黒板を映す際に、光加減の調整は必要ですが、よく見ることができました。

(金坂市長)

いろいろなご意見やご感想をありがとうございました。その他の意見等がないようなので、これで議題1を終了といたします。

(2) コミュニティ・スクールについて

(金坂市長)

令和4年度から白里小学校で導入準備を進めている市内初のコミュニティ・スクールについて、その概要や導入効果、現在の進捗状況について事務局から説明願います。

(事務局)

令和4年度から白里小学校に導入する準備を進めているコミュニティ・スクールについて、ご説明いたします。

まず、コミュニティ・スクールの概要についてご説明いたします。コミュニティ・スクールとは、保護者や地域住民等が一定の権限や責任を持って学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会を持つ学校のことです。

市教育委員会では、白里小学校をパイロット校に選定し、令和4年度から学校運営協議会を設置できるよう準備を進めています。

国の動向としましては、中央教育審議会答申が平成27年12月にされ、全ての公立学校において学校運営協議会の設置を目指すべきとされました。

法律関係では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成29年3月に改正され、協議会の設置について、教育委員会に対して努力義務が課されました。

コミュニティ・スクールを中心として、保護者、地域住民、学校、市教育委員会、県教育委員会の主要な関係についてご説明します。

まず、保護者・地域住民等と学校運営協議会との関係では、委員となった保護者や地域住民等が学校運営等について協議会で意見を述べることができます。また、保護者や地域住民は、その協議結果等をその他の地域住民にフィードバックして地域に還元して地域全体で共有することが理想形とされています。

次に学校との関係ですが、校長は学校運営の基本方針を学校運営協議会に提出して、説明したうえで承認を得る必要があります。なお、学校運営協議会は学校に対して、運営に関する意見を述べることができます。

次に市教育委員会と県教育委員会との関係ですが、学校運営協議会は、市教委に対しても学校運営に関する意見を述べることができます。また、教職員の任命権者である県教委に対して、教職員の任用に関する意見を述べることができます。

学校評議員と学校運営協議会の違いについて、目的は学校評議員は、校長が必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的とします。一方、学校運営協議会は保護者などが学校運営に参画することにより、目標やビジョンを共有して、地域総掛かりでより良い教育を実現することを目的としています。

次に設置形態は、学校評議員は任意設置、学校運営協議会は努力義務となります。

次に形態は、学校評議員は、校長の求めに応じて、意見を述べるすることができます。法令上は合議体ではありません。一方、学校運営協議会は、学校運営について、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関です。

次に学校評議員の要件は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び見識を有するものとなります。学校運営協議会は、地域住民、保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者、教育委員会が必要と認める者となります。

学校評議員の仕組みから「学校運営協議会」に移行することによる主な魅力・メリットについてご説明いたします。

法的に位置づけられたコミュニティ・スクールにおいて、学校運営協議会委員は、学校と「対等な立場」で学校運営の当事者として協議を行うことができる立場にあります。

次に、保護者や地域住民等の意見が学校運営に反映されることで、学校運営の改善・充実が期待できます。

学校・家庭・地域において、共通の目標やビジョンを目指した取組（活動）が可能となります。

コミュニティ・スクールの機能である「校長が作成する学校運営の基本方針の承認」を通じて、校長は、保護者や地域住民等に対する説明責任の意識が向上するとともに、保護者や地域住民等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となります。

最後に、コミュニティ・スクールの場合には多様な人材の英知を結集することができるため、学校運営の改善に資するより確かなPDCAサイクルを確立しやすくなるというメリットがあります。

このようなメリットを有しておりますが、学校評議員及び学校運営協議会の併設は制度上可能となっております。なお、白里小学校では、学校との協議により令和4年度から学校評議員は置かず、学校運営協議会のみを設置する方向で準備を進めています。

コミュニティ・スクールの導入効果等についてご説明いたします。

令和3年6月にコミュニティ・スクール導入済の県内7市町にアンケートを実施しました。その結果、主な導入効果等は次のとおりでした。

メリットとしては、「地域、保護者、学校間の連携強化、情報・目標・課題共有につながった。」「新たな取り組みが始まった。複数の会議を集約することにより、学校職員の負担が減った。」などの回答がありました。

デメリットとしては、新しい取り組みのため方針の決定や事務作業に時間と手間がかかる。制度が学校現場及び地域に浸透していかない。などでした。これらを踏まえ、本市でも同様の効果を享受できるよう最適な実施方法を検討しています。

コミュニティ・スクールの委員についてご説明いたします。

委員構成や人数、任期については、教育委員会規則で定めることとなりますが、実質的で活発な議論を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数が必要であり、学校の校長とともに行動していける委員を選定することが

重要です。

法律の規定では、地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者、その他教育委員会が必要と認める者とされています。また、対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。と規定されていることから、当該予定校である白里小学校の校長先生の意見を尊重して、委員を選定したいと考えています。

次に、コミュニティ・スクールの経費についてご説明いたします。

令和4年度学校運営協議会推進事業の予算計上額ですが、今後、市議会の議決を得ることにより、確定しますので、現時点では、確保されていないことを申し添えます。

学校運営協議会委員報酬は、年間1万円で7人分の70,000円となっております。次に通信運搬費は、4回の会議の開催通知を送付することを見込み2,352円を計上しています。その他といたしまして、消耗品費7,000円を計上し、合計80,000円弱となります。

次に現在の進捗状況と今後の予定についてご説明します。

令和3年7月に市教育委員会へ報告をしました。令和3年9月に市議会へ事務報告をしました。令和4年2月に市議会へ協議会委員の報酬を新設するため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正議案と予算案を提出いたします。令和4年3月に市教育委員会へ、学校運営協議会の設置等に関する規則を制定する議案を提出させていただきます。市議会と定例教育委員会のご承認をいただき令和4年度から市内初のコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会を4回開催する予定となっております。

次にその他として、任命する委員の人数は10名以内を想定しています。任命する委員の身分・職業などは法律の規定に基づき今後制定予定の市教育委員会規則により定められますが、地域住民は現在の学校評議員、保護者、運営に資する活動をする者として交通安全活動を実施していただいている方、学識経験者として白里地区在住校長経験者、白里小学校長、関係機関職員として白里公民館長などを想定しています。

協議内容は年4回の会議で、経営方針、白里小学校の抱える課題などを予定しています。

以上がコミュニティ・スクールの概要、導入効果、現在の進捗状況などの説明となります。市内初のコミュニティ・スクールとなることから、そのメリットを最大限に活かし、白里小学校での学校運営協議会の設置を円滑に進め、地域、家庭、学校が一体となり、地域と共にある学校づくりを推進していきたいと考えています。

(金坂市長)

ただいま、事務局からコミュニティ・スクールについて説明がございましたが、これからはフリートーク形式で、皆様から質問や意見など発言をいただきたいと思っています。

(齋藤委員)

このコミュニティ・スクールについては、現在は任意から努力義務となったようですが、今後はどのようなようになるのでしょうか

(事務局)

今回、新たな取り組みとなるため、何回か千葉県教育委員会の方を招き勉強会等を行いました。国においてはいずれは義務化すると考えている話もあると伺いました。

(齋藤委員)

このような法律は、様子を見ているといずれ義務化されるのではないかと思います。平成27年から話がありましたが、山武市はいつ頃から実施するのでしょうか。

(事務局)

山武市では、令和元年に小中学校で1校ずつ導入しています。

(齋藤委員)

委員の人数について、実際に委員の報酬を7名分計上していますが、一定の方向性を決定できる人数と説明を頂きましたがどういうことでしょうか。この説明ではわかりにくいと思います。

(事務局)

合議制なので、ある程度の意見が出てまとまる人数としています。規模の大きい学校では15名というところもあるので、千葉県教育委員会と相談し10名程度としました。

(深田教育長)

議論は必要だと思いますが、あまり人数が多いとまとまらないことから、この程度としていると思います。必要最小限がこの程度ではないかと考えています。

(今井教育長職務代理者)

コミュニティ・スクールについて、学校運営の基本方針に承認をいただき、学校運営・教育活動には意見を述べるとありますが、この基本方針はどのようなものなのでしょうか。イメージが難しいと思います。

(深田教育長)

それぞれの学校の子どもたちや地域の実情を踏まえ、また文部科学省の方針を踏まえて、その学校にあった教育目標があります。それを運営方針としてとらえています。

(事務局)

白里小学校の校長と打合せをした際に、基本方針として校長が新年度当初に、この年は白里小学校として取り組んでいくことはこうしようということを決め、先生方に周知し、学校の基本方針としていることを伺いました。その取り組みを協議会に説明し承認をいただき進めていくこととなります。運営や教育活動は、協議会に説明しご意見をいただき検討することになると思います。

(今井教育長職務代理者)

コミュニティ・スクールの導入効果等でメリットとデメリットがあり、デメリットに、この制度が学校現場や地域に浸透していかないとあります。導入にあたり、みなさんにわかりやすい説明が必要になると思いますので、具体的な例を挙げて説明すると良いと思います。

(松本委員)

今までにないものが発足することになるので、先生方も抵抗感をもたれることもあると思います。先生方の負担にならないよう教育委員会にフォローしていただきたいです。

(深田教育長)

今まで学校は閉鎖的であったため、開かれた学校づくりが叫ばれてきました。現在、学校評議員会がありますが、1歩踏み込んで、さらにオープンにしていくことが必要とされています。杉並区の和田中学校で取り組んだことが基本になっています。千葉県はあまり普及しておらず、習志野市の秋津小学校が最初に取り入れましたが広がっておりません。都道府県により差があります。今後、大網白里市としては積極的に進めていきたいと考えています。

(齋藤委員)

白里小の抱える課題として、ご存じのとおり少子化の影響を受け子どもが減っていますので、小規模校の対策としても考えていただきたいと思います。茂原市では積極的に対策を進めているように感じています。白里小学校でも、小規模校対策の意見が出るのではないかと思います。

(金坂市長)

協議会が、千葉県教育委員会に、教職員の任用に関する意見を述べることができるようになっていますが具体的にどういうことでしょうか。

(事務局)

これは〇〇先生を△△学校に欲しいとか、要らないということではなく、例えば白里小学校では、これから英語教育に力を入れるので、英語に精通した先生を任用したらどうかという意見を述べるができるということになります。

(深田教育長)

今後、白里小学校の動きを精査しながら大網白里市内の全校で実施したいと考えています。

(金坂市長)

まず、白里小学校において取り組んでいただき、どのような状況や反応があるのかななどを、またこの場でご報告を頂きたいと思います。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので、議事を終了させていただきます。皆様の意見につきましては、今後事務を進めていく中で改めて事務局を中心に関係機関や関係各課等と協議していきたいと思います。

円滑かつ有意義な会議運営にご協力をいただきありがとうございました。

本日の議題を終了し、議長の任を解かせていただきます。これより先は、事務局に進行をお願いします。

4. その他

なし

5. 閉会

議事終了